

# ご寄付ありがとうございました

## 町発展のために 金一封

福岡市の森園さん

6月16日、福岡市にお住まいの森園和夫さんから町へ、町の発展のために役立ててくださいと、金一封の寄付がありました。

森園さんは、昭和30年ごろ益城町を訪れた際、本町の住民の方に大変お世話になり、何とかその時の恩返しをしたかったと来町。今回の寄付に至ったものです。

住永町長は「森園さんのご趣旨に沿うよう、大切に使用させていただきます」とお礼を述べました。



住永町長に金一封を手渡す森園さん

## 子どもたちへ 温かい寄付

沖縄県の屋我嗣朝さんほか

6月5日、地域の子どものために役立ててほしいと、沖縄県の屋我嗣朝さんほか8人のご親族から、町教育委員会に対し金一封の寄付がありました。

屋我さんらは、第二次世界大戦中に沖縄県から本町の木崎地区に学童疎開をしていたもので、森永教育長は「ご趣旨に應えるよう子どもたちの登下校の交通安全や犯罪防止のため、大切に使用させていただきます」とお礼を述べました。



森永教育長に金一封を手渡す屋我さん

## 介護保険料の基準額が変わりました！

◆基準額：50,400円→49,200円

◆保険料段階：7段階→9段階（保険料を所得金額に応じて細分化しました。）

※保険料の詳しい内容については、7月の介護保険料決定通知書  
発送時にパンフレットを同封します。

### 65歳以上の方の介護保険料の減免制度

町では、所得が低い介護保険被保険者に対し、介護保険料の減免を実施しています。減免の要件は次のとおりです。

対象者	①保険料の区分が第1段階または第2段階で、収入が少なく生活が困窮していて、次の要件すべてに該当する人	②保険料の区分が3段階で、収入が少なく生活が困窮していて、次の要件すべてに該当する人
要件	(1)あなたと家族に所得がないこと (2)あなたと家族の前年1年間の収入合計金額が、①のとき60万円、②のとき120万円以下であること （収入金額には遺族年金、障害年金等を含みます。） (3)住民税が課税されている人に扶養されていないこと (4)住民税が課税されている人と生計を共にしていないこと (5)資産（住居以外の土地、家屋等）などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる人	
減免後の保険料	年間 12,300円（第1段階の1/2相当額）	年間 24,600円（第2段階相当額）

問い合わせ先 役場保険課介護保険係 ☎ 286-3111 内線 124・125